陳情第５号

2026年５月８日

尾張旭市議会議長　様

尾張旭市[redacted]
春の自治体キャラバ[redacted]委員会
[redacted]
事務局[redacted]県本部

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・
機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国の行政機関の定員管理に当たっては、2014 年７月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」などに基づき、定員合理化目標数が一方的かつ一律に決定されてきました。

各府省は、こうした定員合理化目標数を上回る定員要求を実現するため、「新たな行政需要」を自ら捻出する必要があり、それが行政サービスの需要と供給のアンマッチにつながっています。そうした定員合理化目標数を前提とする定員の再配置は、適正な人的体制を確保できないまま業務の肥大化を助長しつつ、国民のニーズに適応するための組織体制を弱体化させてきました。現在の定員管理政策は、すでに破綻していると言わざるを得ません。

また、そのように脆弱化した職場の人的体制は、①職員の超過勤務に依存した恒常的な長時間・過密労働の蔓延、それに伴う健康被害とハラスメントの誘発、②新規採用の縮減による年齢別人員構成の不均衡と組織の専門的な能力の減退、③定員外職員である非常勤職員の増大に伴う「官製ワーキングプア」の蔓延、④両立支援制度の形骸化など、ワークライフバランスを実現できない職場環境、⑤業務量に見合わない給与水準の満足度と職務へのモチベーションの低下、⑥こうした実態が複合的に影響した加速度的な若者の「公務員離れ」など、さまざまな弊害の根源的な要因となっています。

2024 年６月には、定員合理化の割合の半減など、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が 10 年ぶりに一部変更されましたが、定員管理政策の在り方は、依然として各府省の再配置を中心としたものであり、諸問題の解消を期待できるものではありません。

政府が実現すべきは、新自由主義的な「行政改革」が招いた行政体制の脆弱性を是正するため、現在の定員管理政策を早急かつ抜本的に転換するとともに、各府省の基盤的業務に従事する職員を増員し、国民本位の行財政・司法の確立、公務・公共サービスの拡充、職場の勤務環境の改善などを実現することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

１．「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること。

以　上



【意見書案④】国宛

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書(案)

国の行政機関の定員管理に当たっては、2014 年７月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」などに基づき、定員合理化目標数が一方的かつ一律に決定されてきた。

各府省は、こうした定員合理化目標数を上回る定員要求を実現するため、「新たな行政需要」を自ら捻出する必要があり、それが行政サービスの需要と供給のアンマッチにつながっている。そうした定員合理化目標数を前提とする定員の再配置は、適正な人的体制を確保できないまま業務の肥大化を助長しつつ、国民のニーズに適応するための組織体制を弱体化させてきた。現在の定員管理政策は、すでに破綻していると言わざるを得ない。

また、そのように脆弱化した職場の人的体制は、①職員の超過勤務に依存した恒常的な長時間・過密労働の蔓延、それに伴う健康被害とハラスメントの誘発、②新規採用の縮減による年齢別人員構成の不均衡と組織の専門的な能力の減退、③定員外職員である非常勤職員の増大に伴う「官製ワーキングプア」の蔓延、④両立支援制度の形骸化など、ワークライフバランスを実現できない職場環境、⑤業務量に見合わない給与水準の満足度と職務へのモチベーションの低下、⑥こうした実態が複合的に影響した加速度的な若者の「公務員離れ」など、さまざまな弊害の根源的な要因となっている。

2024 年６月には、定員合理化の割合の半減など、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が 10 年ぶりに一部変更されたが、定員管理政策の在り方は、依然として各府省の再配置を中心としたものであり、諸問題の解消を期待できるものではない。

政府が実現すべきは、新自由主義的な「行政改革」が招いた行政体制の脆弱性を是正するため、現在の定員管理政策を早急かつ抜本的に転換するとともに、各府省の基盤的業務に従事する職員を増員し、国民本位の行財政・司法の確立、公務・公共サービスの拡充、職場の勤務環境の改善などを実現することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

１．「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

２０２６年　　月　　日

衆議院議長　　宛
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議　長